

君津中央病院清掃業務委託公募型プロポーザル審査基準

君津中央病院清掃業務委託公募型プロポーザル審査基準は、君津中央病院企業団が君津中央病院清掃業務委託の契約の相手方となる事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するための評価項目等を示し、参加事業者の提案に具体的な指針を与えるものであり、君津中央病院清掃業務委託公募型プロポーザル募集要項の一部と位置付けるものとする。

1 評価方法

最優秀提案者の選定は、価格評価と客観的評価及び企画提案評価により行う。

(1) 価格評価（50点）

価格評価は、事務局が見積書の額（令和8年6月から令和11年5月の総額）により算出する。

(2) 客観的評価（50点）

(ア) 受託実績 客観的評価は事務局が提出書類（様式第4号 受託実績調書）に記載されている受託実績件数から評価を行う。

(イ) 経営状況 病院清掃を行う事業者として十分な運営実績を有しているか。また、事業者の財務状況等に不安がないかを評価する。

(3) 企画提案評価（800点）

企画提案評価は選定委員会が企画提案書並びにプレゼンテーション及びヒアリングにより行う。

※評価点一覧

評価項目	評価配点	備考
価格評価	50点	
客観的評価	50点	
企画提案評価	800点	100点×8人
総合計	900点	

2 評価項目

(1) 価格評価

提出された見積書を対象として、次に示す方法に基づき価格点を付与する。なお、見積金額が提案上限額を超過している参加事業者は失格とする。

$$\underline{\text{【価格点】}} = 50 \text{点} \times (\text{最低価格} / \text{当該見積価格})$$

※第1位の見積金額（最低価格）と当該見積価格との比率により算出する。算出した得点の小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで求める。

(2) 客観的評価

(ア) 受託実績 当該業務を適切かつ安定的に遂行できる能力を確認するため、他の医療機関における清掃業務の実績を受託実績により評価を行う。

評価項目	評価基準	評価点
受託実績 (平成27年4月1日から令和7年3月31日まで)	過去10年間に受託し、2年以上継続して病床数400床以上の病院建物清掃の元請業者としての実績 (最大10件×3点)	30
合計		30

※過去に事業者が会社分割又は分社化した場合は、会社分割又は分社化前の実績も対象とする

(イ) 経営状況 病院清掃を行う事業者として十分な運営実績を有しているか。また、事業者の財務状況等に不安がないか。

評価項目	評価基準	評価点
経営実績 (令和4年4月1日から令和7年3月31日まで)	納税証明書の提出が確認出来ており、決算状況が良好である	20
	未納、決算赤字など経営に不安がある	0
合計		20

(3) 企画提案評価

評価項目一覧

評価項目	評価内容	評価点
運営方針に関すること (10点)	<u>基本方針</u> 院内清掃業務に対する基本的な考え方について、病院清掃の重要性を十分に理解した内容となっているか また、清掃品質の確保および患者・病院運営への配慮が示されているか	5
	<u>個人情報の扱い</u> 個人情報保護に関する取組についての考え方や対応方法について示されているか	5
実施体制に関すること (40点)	<u>業務責任者の配置</u> 予定される業務責任者において、受託責任者としての病院における清掃業務の実績及び遂行能力や取組意欲等が示されているか	5
	<u>履行体制</u> 必要な人員が確保され、人員配置が明確で、日常清掃および定期清掃の業務を漏れなく実施できる体制となっているか また、業務責任者による業務管理体制が整備され、安定的に業務が実施できることが示されているか	5
	<u>人員確保および継続体制</u> 日常清掃・定期清掃に必要な人員が確実に確保されているか 長期的に安定した人員配置が可能な体制となっているか	5
	<u>品質管理・報告体制</u> 院内清掃業務の品質を安定的に確保するための管理方法および業務実施状況の報告体制について、日常清掃および定期清掃の実施状況を的確に把握し、病院側へ報告する体制が示されているか また、点検・是正の仕組みや病院側との連携を含め、適切に整備されているか	5

	<u>感染防止対策</u> 院内感染防止に対する基本的な考え方及び対応について、病院清掃の役割を十分理解した内容となっているか また、従業員及び患者・職員の安全確保に配慮した体制が示されているか	5
	<u>トラブル対応</u> クレームやトラブル発生時の対応方針が示されているか	5
	<u>個別要望</u> 院内各部署からの個別要望への対応方針がしめ示されているか	5
	<u>バックアップ体制</u> 体調不良等による急な欠勤や、退職者等による欠員に対するバックアップ体制やサポート体制が示されているか	5
業務従事者の指導教育計画に関すること (10点)	<u>業務従事者への研修</u> 従業員への研修予定及びその内容、また、研修実績等の発注者との情報共有方法が示されているか	5
	<u>業務マニュアルの整備</u> 業務マニュアルや業務フローの作成およびそれらを実施する体制が示されているか	5
緊急事態対策 (10点)	<u>緊急事態への対応</u> 災害・事故・不測の事態が発生した場合の基本的な対応方針が示されているか	5
	<u>感染症発生時の対応</u> 大規模感染症発生時における院内清掃業務について、感染拡大防止および業務継続の観点から適切な対応方針が示されているか また、従業員および患者・職員の安全に十分配慮した内容となっているか	5
独自提案 (30点)	<u>品質を維持した経費削減効果の提案</u> 参考仕様の一部変更を含め、病院清掃業務の品質および安全性を確保したうえで、経費削減効果が期待できる提案について評価する。なお、参考仕様について「これ以上の仕様の削減は困難」と判断する場合は、その理由を明示したうえで、仕様変更を伴わない経費削減の工夫を提案すること。	30
合計		100

3 評価の流れ

提案の評価に当たっては、以下の要領で行う。

- (1) 提案書類及びプレゼンテーションをもとに、選定委員会の各委員が提案内容の実行能力を評価する。
- (2) 評価の結果、合計点数の最も高い者を最優秀提案者に決定し、契約に向けての優先交渉権者とする。なお、最高点の者が複数の場合は、見積金額の低い順に決定する。
- (3) 企画提案評価において、各選定委員の採点結果の平均が50点以上であることを最低基準とし、これに満たない企画提案者は優先交渉権者として決定しない。